

## 独立行政法人水資源機構 Facebook 及び YouTube 運用ガイドライン

平成 28 年 1 月 19 日制定

### (目的)

1. このガイドラインは、独立行政法人水資源機構が Facebook 及び YouTube におけるアカウントを取得し、Facebook 及び YouTube を通じてより多くの方へ情報提供を行うための基本的なルールを定めるものである。

### (Facebook 及び YouTube 名及び URL)

2. アカウントは次のとおりとする。

#### 【Facebook】

- (1) ページ名 : 水資源機構
- (2) URL : <https://www.facebook.com/jwaPR>

#### 【YouTube】

- (1) ページ名 : 独立行政法人水資源機構
- (2) URL : <https://www.youtube.com/c/jwaPR>

### (運営方法及び管理者)

3. Facebook 及び YouTube の運用は総務部広報課にて行うものとし、Facebook 及び YouTube 管理者は広報課長とする。

### (管理者の役割)

4. Facebook 及び YouTube 管理者は、ログインパスワード等を適正に管理し、投稿する情報を決定するとともに、円滑な運用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### (情報発信)

5. Facebook 及び YouTube による情報の発信は、Facebook 及び YouTube 管理者の監督のもと、指定された担当者が行うものとする。

### (投稿内容)

6. Facebook 及び YouTube における投稿内容は、次に掲げる情報とする。

- (1) 水資源機構のホームページに掲載されている情報
- (2) Facebook 及び YouTube 管理者が必要と認める情報

### (コメント等への対応)

7. コメント等への対応は原則としてしないものとする。

(投稿に際しての留意事項)

8. 情報の投稿に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 公式なアカウントであることを十分認識し、適切な情報を投稿しなければならない。
  - (2) 本アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
  - (3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに最大限留意しなければならない。
  - (4) 投稿する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。

(なりすまし防止)

9. 他者によるなりすまし行為による誤情報等の流布を防止するため、Facebook及びYouTubeのアカウントを水資源機構本社のホームページ上に明示する。また、なりすまし行為を発見した場合は、ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿に記載するリンク先)

10. 投稿に記載するリンク先は、原則として水資源機構ホームページ及びFacebook及びYouTube管理者が必要と認めるもののみとする。

(不適切な情報発信等の対応)

11. 職員または他者から不適切な情報発信である旨の連絡があった場合は、Facebook及びYouTube管理者は必要に応じて、当該投稿の削除及び訂正を行うものとする。

(運用ポリシーの周知・変更等)

12. 本ガイドラインの内容は水資源機構本社ホームページに掲載し周知する。また、ガイドラインは必要に応じて変更するものとする。